

最終処分関係閣僚会議（第 1 回）

議事次第

日 時： 平成 25 年 12 月 17 日（火） 9:35～9:55

場 所： 官邸 3 階南会議室

議 題： 高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた新
たなプロセスについて

配付資料：

資 料： 高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた
新たなプロセス

参考資料：最終処分関係閣僚会議の開催について

高レベル放射性廃棄物の最終処分 に向けた新たなプロセス

平成25年12月17日

経済産業省

1. 高レベル放射性廃棄物の最終処分 ～基本的な考え方～

- (1) 現在、約17,000トンの使用済燃料を保管中であり、既に再処理された分も合わせるとガラス固化体約25,000本相当の高レベル放射性廃棄物が既に存在。
- (2) 放射性廃棄物は、発生した国において処分することが原則。
- (3) 高レベル放射性廃棄物の処分方法としては、地層処分が最も有望であるというのが国際的共通認識。

多重バリアシステム

人工バリア



天然バリア

バリア1

ガラス固化体

バリア2

オーバーパック
[金属製の容器]

バリア3

緩衝材
[粘土]

バリア4

岩盤

ガラスと混ぜることで放射性物質を地下水に溶け出しにくくする。

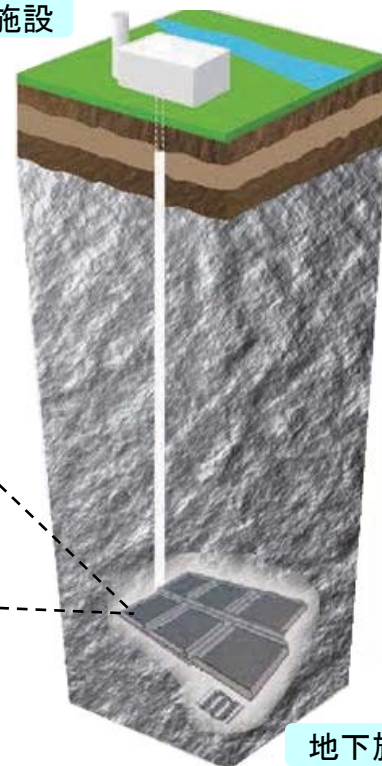
約20cmの炭素鋼の容器。当面1000年間地下水から隔離。

約70cmの粘土。地下水と放射性物質の移動を遅くする。

地下深くの安定した岩盤で長期間放射性物質を閉じこめる。酸素が少なく、金属も腐食しにくい。

高レベル放射性廃棄物処分施設

地上施設



地下300メートル以深

地下施設

例: ガラス固化体が4万本の場合、約6平方kmの地下施設が必要

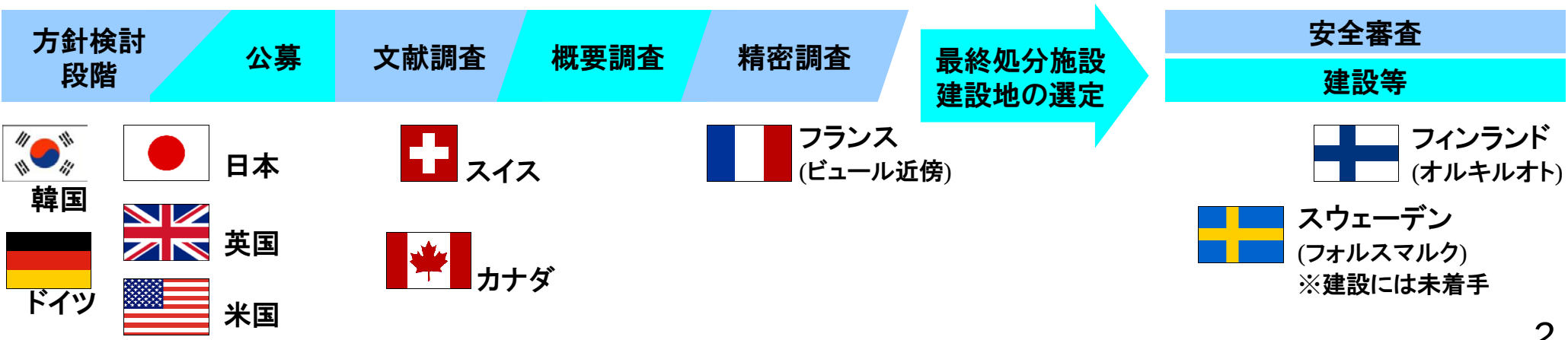
2. 諸外国の進捗状況 ～各国とも30年以上にわたり悩みつつ選定を実施～

(1) 最終処分地が実質的に決定している国(フィンランド、スウェーデン)

- フィンランド: 1983年より選定開始、2000年に処分地(オルキオト)を国として原則決定。地下調査施設(オンカロ)を建設、現在、安全審査中。
- スウェーデン: 1977年より選定開始、2009年に処分地(フォルスマルク)を選定。施設建設に向けて、現在、安全審査中。

(2) その他の国

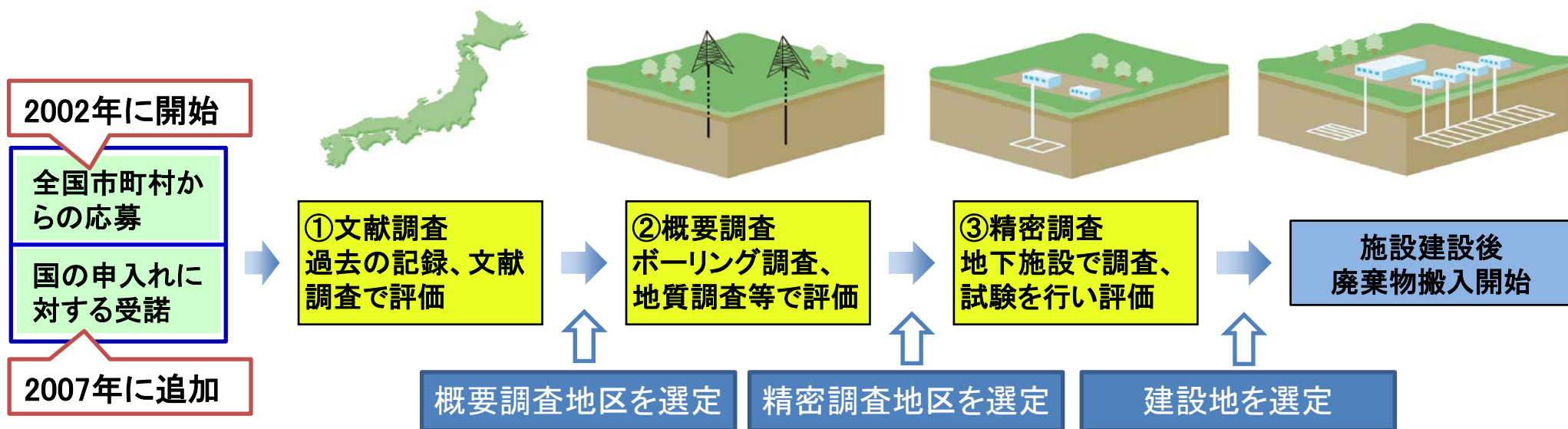
- 仏国: 1983年より選定開始。パリから東に約220kmのビュール近郊を処分地とする方向でその是非につき公開討論中。
- 米国: ユッカマウンテンを選定も、政権交代により撤回(2009年)。選定プロセスの見直し中。
- 独国: ゴアレーベンを選定も、2000年より調査凍結。選定プロセスの見直し中。
- 英国: カンブリア州が関心を表明も、議会で否決(2013年)。選定プロセスの見直し中。



3. 我が国の地層処分地選定の概要

- (1) 20年以上の研究の結果、我が国でも地層処分が実現可能と評価(2000年)。
- (2) 同年、処分制度(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律)を法定。実施主体(原子力発電環境整備機構:NUMO)を設立するとともに、3段階の処分地選定プロセスを制定。
- (3) 2002年より、調査受入れ自治体の公募を実施も、応募は2007年の高知県東洋町のみ。しかしながら、その後、東洋町の応募は取り下げられた。

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく3段階の立地選定プロセス



※知事及び市町村長の意見を聞き、反対の場合は次の段階に進まない

4. これまでの取組の課題と見直しの方向性(案)

(課題 1) 現世代の責任として、地層処分に向けた取組を進めることが国際的共通認識である一方、地層処分の安全性に対する信頼が不十分。

⇒ (1) 地層処分を前提に取組を進めることとし、将来世代が最良の処分方法を常に再選択できるよう、可逆性・回収可能性を担保し、地層処分の技術的信頼性を定期的に評価していくと共に、代替処分オプションの調査・研究を並行的に進める。

※可逆性: 処分事業の選定プロセスを元に戻すこと。

回収可能性: 地層処分場において廃棄物を回収可能な状態に維持すること。

(課題 2) 広く全国を対象とした調査地域の公募では、調査受入れの科学的妥当性「なぜここか」の説明が困難であり、受入れを表明する自治体の説明責任・負担が重くなっている状況。

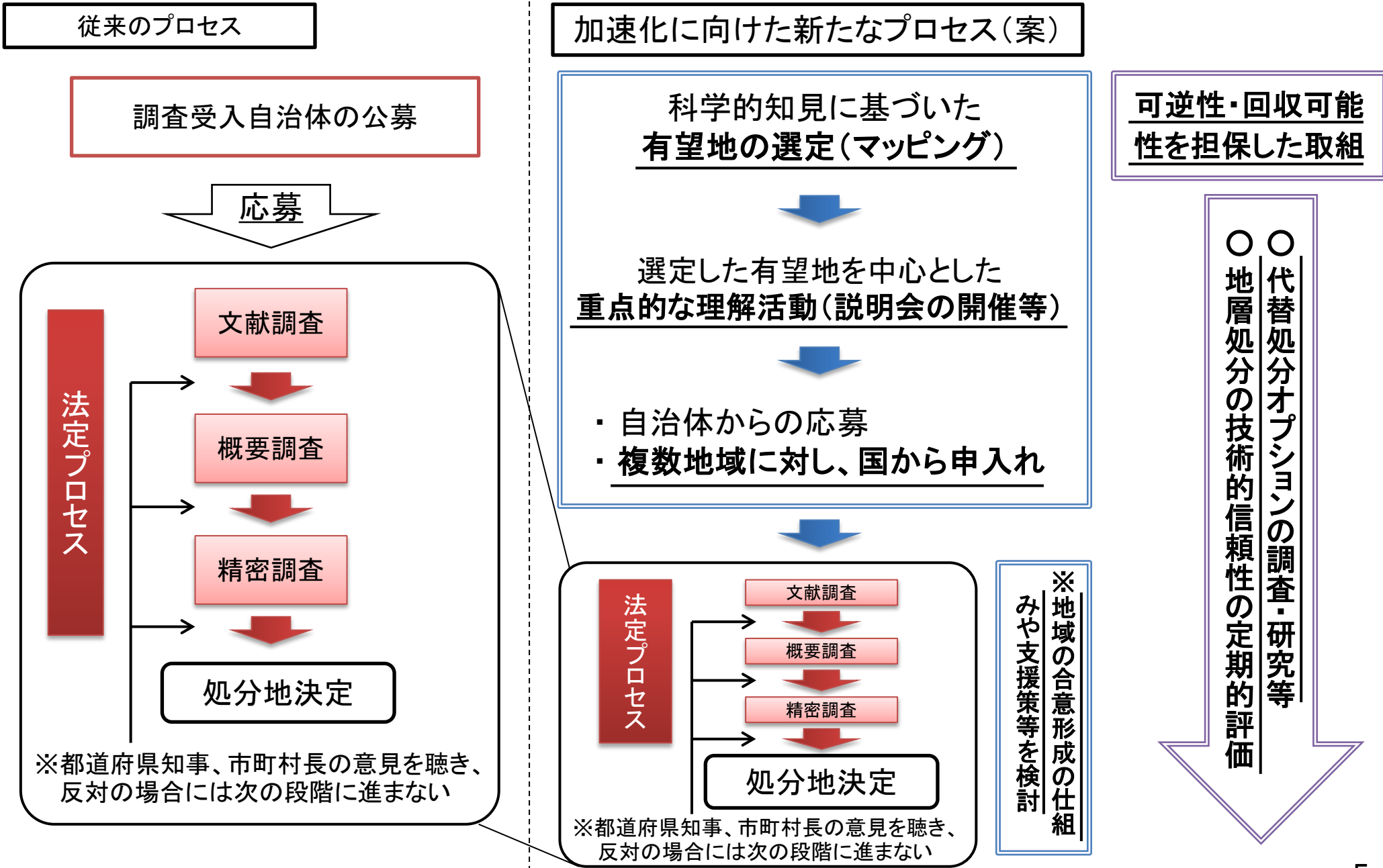
⇒ (2) 国が、科学的根拠に基づき、より適性が高いと考えられる地域（科学的有望地）を提示する。その上で、国が前面に立って重点的な理解活動を行った上で、複数地域に対し申入れを実施する。あわせて、地域の合意形成の仕組みや支援策等について、今後検討の上、適切な措置を講じる。

総合資源エネルギー調査会における検討状況も踏まえつつ、

以上の方向性で見直しの具体化を図り、

来春を目途に、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定を行う。

5. 最終処分に向けた新たなプロセス(案)



閣議口頭了解事項

最終処分関係閣僚会議の開催について

1. 開催主旨

高レベル放射性廃棄物の最終処分の問題について、将来世代に負担を先送りせず、国が前面に立って解決するべく、政府としての新たな取組方針を検討し、関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合的かつ積極的に推進するため、最終処分関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 出席者

議長 内閣官房長官
副議長 経済産業大臣
文部科学大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

原子力委員会委員長
内閣官房副長官

内閣官房副長官補
資源エネルギー庁長官

3. その他

会議は、内閣官房長官が主宰する。

会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。

会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。